

「厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則」について

平成 29 年 10 月
厚生労働省

1. 制定の趣旨

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 5 条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則を定めるもの。

2. 省令の内容

住宅宿泊事業法第 5 条に規定する厚生労働省令で定める措置は、以下のとおりとする。

- ・ 居室の床面積は、宿泊者一人当たり 3.3 m²以上を確保すること。
- ・ 定期的な清掃及び換気を行うこと。

3. 根拠法令

住宅宿泊事業法第 5 条

4. 施行期日

平成 30 年 6 月 15 日（住宅宿泊事業法の施行の日）